令和７年第８回教育委員会定例会議事録

令和７年８月１日

東久留米市教育委員会

令和７年第８回教育委員会定例会

令和７年８月１日（金）午前９時５５分開会
市役所７階　７０１会議室

議　題

第１　議案第２３号
「令和７年度（令和６年度分）東久留米教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について

第２　議案第２４号
令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第４号）要求について

第３　議案第２５号
令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第５号）要求について

出席者（５人）

教育長	片柳博文
委員	宮下英雄
（教育長職務代理者）	
委員	馬場そわか
委員	植村芳美
委員	橋本脩

東久留米市教育委員会会議規則第１３条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	小堀高広
指導室長	上松久美子
教育総務課長	藤竜也
学務課長	田口純也
生涯学習課長	桜井昌紀
図書館長	島﨑律照
主幹・統括指導主事	森山健史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	野村賢太郎

傍聴者　１人

◎開会及び開議の宣告

（開会　午前９時５５分）

○片柳教育長　では、これより令和７年第８回教育委員会定例会を開会します。

定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

◎議事録署名委員の氏名

○片柳教育長　議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は、植村委員にお願いします。

○植村教育委員　はい。

◎傍聴の許可

○片柳教育長　傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○野村庶務係長　いらっしゃいます。

○片柳教育長　お入りいただきます。

（傍聴者入室）

傍聴の方に申し上げます。資料につきましては、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議案第２３号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長　日程第１、「議案第２３号　令和７年度（令和６年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長　議案第２３号は、「令和７年度（令和６年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」です。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務付けられているためです。続いて、教育総務課より補足の説明があります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤教育総務課長　それでは、議案第２３号について補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、令和６年度から令和１０年度までの５か年を計画期間とする第３次東久留米市教育振興基本計画を達成するために策定した令和６年度事業計画に掲げました８４事業を対象に、教育委員会及び外部の有識者によって点検及び評価を行い報告書としてまとめたものです。

本日の定例会では、本報告書案をご審議の上、最終決定としてご承認をお願いするものです。それでは、報告書案について概要をご説明します。

令和６年度評価対象事業の点検評価の概要については、第５回教育委員協議会においてご説明をしましたので割愛し、この協議会以降に加筆した部分として有識者からの評価を中心にご説明します。

まず、２ページをご覧ください。令和７年度の有識者名簿です。聖路加国際大学客員教授などであられます並木正先生と、学校法人科学技術学園監事などであられます鯨岡廣隆先生のお二方から評価全体に係るご意見をいただきました。また、各実施事業に対する教育委員会が行った評価に加えて、評価の精度を高めるための評価である第二次評価を頂きました。

５ページをご覧いただきますと、事業計画の一覧がございます。実施事業⑨のように、実施事業番号の前に◎の記載された事業がありますが、こちらが有識者による第二次評価が記載されているといったことを示しています。有識者お二方からそれぞれ５事業選択いただきまして、合計１０事業の第二次評価をいただいています。

次に、全体を通しての意見については、１１１ページ～１１７ページにあります。これらの評価分を調整するに当たりましては、有識者のお二人には７月１１日に東久留米市立東中学校の授業の視察及び事務局からの報告書の内容を説明する機会を設けまして、教育委員の皆様にもご出席いただいています。いただいたご意見等については本年度の実績も踏まえ、今後予定をされています令和８年度の予算編成及び事業計画の策定において参考にさせていただきたいと考えています。

また、本日この報告書最終案をご承認いただきましたら、今後の庁議で報告した後、市議会にも情報提供をする予定です。併せて本市のホームページ等でも公表していきたいと考えています。

補足説明は以上です。

○片柳教育長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

○馬場教育委員　説明はまた後ですか。事業内容の７６ページの生涯学習課の説明は、今ではなくてこの後になる。

○藤教育総務課長　個別の事業の概要につきましては、一度教育委員協議会のほうでご説明させていただきましたので、本日は説明のほうは省略させていただきました。もしご質問等あるようであればご質問いただければと思っています。

○馬場教育委員　事業内容について、協議会の後に資料をいただいたことに関しての質問はしてもよろしいでしょうか。

○片柳教育長　お願いします。

○馬場教育委員　生涯学習課の実施事業の「子どもの居場所づくり」の詳細の子どもの参加状況、各学校の１２校分の資料をいただいたのですが、３，０００万円の事業なのですが、２％位しか参加していない学校も結構あって、参加している中の半数が学童の生徒になっているのが現状だというのが資料を見て分かりました。放課後の子どもたちの居場所をつくってあげたいという思いもある一方、子どもたちが家でずっとゲームをやっていたり、Ｙｏｕ Ｔｕｂｅをずっと流し見たりしているというのは本当どの親も心配していることなので、この事業内容自体は良いのです。一方、神宝小であれば、保護者がボランティアで子どもたちの校庭開放という形で見ていても、子どもの参加人数は多いです。ボランティアに協力できなければしょうがないのですが、できる保護者がお互い様の精神でやっています。それに全部移行した方が良いと思っているわけではないのですがボッチャ体験とか、南京玉すだれとか手品とかやってくださるのもすごく大事なのだけれども、子どもたちの宿題を見てほしいということで、それを見るだけのために人を配置して、それだけの金額を置くというのは、３，０００万の税金というのは果たして理にかなっているのか、保護者からもう１回きちんと見直してほしいという意見があります。教育委員会としては「やっています」という形のものだけを出す事業になってしまうとすごくもったいないと思います。実際、放課後校庭開放をやっている保護者からすると、ボランティアをやっていて、校庭開放のときに子どもたちが怪我をしないように安全グッズの救急箱とかを充実してほしいとか、本当に皆で子どもを育てていこうという感じの支援の形が見えないという意見が出ます。指数達成８０％なの

ですけれども、その辺をきちんと考えていかないと、ほかの事業と比べてもここの外部委託している３，０００万ってとても大きいと思いますので、もう一度来年に向けて、子どもたちに広く宣伝してくださって、教育委員会もチラシをつくってくださったりしていますが、それでも伸びない理由というのがきっとあると思うのですね。私もいろいろな意見をさせていただくので、もう一度ここは文言も含めて考えたほうがいいかなと思いました。

○桜井生涯学習課長　放課後子供教室に関するご質問をいただきました。まず、放課後子供教室の事業について補足をさせていただきますと、放課後子供教室自体は文部科学省またこども家庭庁が、放課後児童対策の一層の強化を図るものとして推進している「放課後児童対策パッケージ２０２５」にも掲げられている事業の一つとして現在実施しています。

　事業開始当初は市内の全ての小学校で開催することを重視して取り組んできた経緯もありますけれども、今、委員からご指摘いただきましたとおり、例えば校庭開放をはじめとしたほかの事業との連携と関係性も一定整理していく、いかなければならないと感じています。すぐに各学校で校庭開放を実施しようとしても、その担い手が開放できる時間帯の制限など課題もあるのかなと、各学校のほうで聞き取ったところ感じているところでもありますが、まず放課後子供教室の所管課としましては、今ご指摘もいただきましたが、適正な予算の執行も念頭に入れながら、事業内容につきまして今後、入念に再検討してまいりたいと考えているところです。

○馬場教育委員　今、こども家庭庁ですとか文部省が掲げている支援と言われたのですけれども、この金額の中に支援されている部分とか補助金が出ているというのはあるのですか。

○桜井生涯学習課長　放課後子供教室に関しましては、国または都の補助金も活用させていただいています。補助金を頂いているからといえども市の一般財源は発生していますので今後の見直しは続けていきたいと考えています。

○片柳教育長　ほかにご質問はありますか。

　確認なのですけれども、２人の外部評価委員に評価していただいた個別事業の評価についての、その評価の記載の場所は、それぞれの個別事業のところに書いていただいているのでしたか。

○藤教育総務課長　有識者のお二方からの個別事業に対しての第２次評価につきましては、実施事業ごとの評価表の項目が通常の事業については１～６とありますが、そこに７として第２次評価という欄を設けて、その事業の評価表のところに個々に記載をさせていただいています。

○片柳教育長　分かりました。

　ほかにご質問はございますか。植村委員。

○植村教育委員　前回の有識者説明会でもいろいろご示唆をいただき今回もこういう形で示していただきました。この間も私たちもいろいろ意見を言う場があったのですが、今は変化のスピードが速く、前回言った事柄が変わってしまうことも大いにありうると感じています。私の関心があるところの不登校のこと、いじめのことも然りです。

　特別支援に関連してですが「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」という言葉がたくさん出てきますが、スクールカウンセラーの複数配置というのは東久留米市の場合どの学校になっているのでしょうか。

○片柳教育長　複数配置校。統括お願いします。

○森山統括指導主事　本市では、スクールカウンセラーは久留米中学校のほうに複数配置をしてございます。

○植村教育委員　ありがとうございます。ではまだ１校ということですね。
○森山統括指導主事　はい。
○植村教育委員　スクールカウンセラーはこれから複数配置が多分中学校をはじめとして進んでくるのだろうと思います。複数配置になったときのカウンセラーに、どういう形で働いていただくかということに関しては、高い関心を持っていないと、学校によってはあまり活用されないというような状況もきいています。そのことについても教育委員会としては、校長先生をはじめとして、先生方にきちんと認識をしていただいてうまく活用されていくことを望みます。もう一つスクールソーシャルワーカーに関しては、自治体によってその使い方や効果は様々です。自治体ごとにやり方が違っていて、いろいろなことで、スクールカウンセラーさんよりも働き方がぶれてしまう。自治体によっては、働く時間が５時すぎになることが許されるとか、許されないとか、大きな違いがあって活用の仕方が様々です。具体的にはいろいろなことがありますが、本市もスクールソーシャルワーカーのお声も聞き、学校にも寄り添いながら、先生方にも浸透して活用していかれるようにお願いしたいと思います。このことは、不登校、いじめの問題、特別支援の問題にも大いに関わってくることなので、しっかり見ていっていただきたと思います。中には通常の先生方がスクールソーシャルワーカーについて全く知らないというようなことも目にしたりしますので、活用についてしっかりと把握して効果を見定めていただきたいと思います。この報告書に関して云々ということではないのですがよろしくお願いいたします。２２ページに、「副校長会等においてスクールソーシャルワーカーの活用方法について周知した」とあるので、この辺りに関係するかとは思います。
○片柳教育長　ほかにご質問はありますか。
○宮下教育委員　意見でいいですか。
○片柳教育長　意見。
○宮下教育委員　質問と言われましたので手を挙げなかったのですが。よろしいですか。
○片柳教育長　宮下委員お願いします。
○宮下教育委員　この点検評価につきましては、平成２０年度から東久留米市でも実施されていました。私も初代から約９年間、この有識者として東久留米の様々な諸事業について私なりに理解し、そしてそれぞれについて私の所見をずっと述べてきたわけですが、今回もお二人の有識者から、本当にお忙しい中、これだけのご意見等を頂戴したことを本当に感謝していかなければいけないのではないだろうかと思っているところです。

　このお二人の先生方に文章表記を託されましたが、その文章表記の中にとても重要な事柄が内在しているのではないだろうか。これは一般市民に公開され、議会にも報告されます。そうすると、教育委員会は、識者が言っている事柄について、どのように理解をしているのか。現状はどうなのか、これからどうするのかということを常に頭の中に想定しておかなければいけないのではないだろうかなということを感じます。

　そのような視点に立って、並木先生の事柄について少しだけ意見を述べさせていただきたいと思います。

　並木先生がお書きになった文章の中の１１１ページのところに、「人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成について」の項目で、特別支援のことについて特に強調されて書いてありますが、その中の下から７行目ぐらいでしょうか、「特別支援の必要な児童・生徒には自己の障害と向き合いつつ他の児童・生徒との小集団での関係づくりができるように、指導が必要であると考えられる。その通級指導を生かして、所属校での指導を適切に行って、

他の児童・生徒との関係づくりを行っていただきたい。」ということが書いてあります。この中では特別支援の子どもたちについては、所属校での指導を適切に行いながら関係づくりをきちんと育成してほしいということがそこに書いてあるのではないだろうかなと私は思いますし、そのような関係づくりが実際にどの程度行われているのかどうかということについては、現状多分教育委員会の指導室のほうでこれについては把握しているところではないかなと思いますが、どのような現状で、そしてどのようにして関係づくりを今現在行っているのか、そのことについては指導室長の上松先生は今年いらしたばかりですからよく具体的なものについてはそこまで情報が入っていないと思いますが、統括の森山先生はこのことについてはどのようにお考えになっているのかということを後で、具体的にどのようにこれが行われているのかどうか、このまま市民の一般のところに目に行ってしまいますので、これについて情報をご提供いただければと思います。

それから、その下の段、「また」というところですね。「不登校児童・生徒が全国的に増加傾向にあり、集団への不適応が不登校へのきっかけになると考えられるが、原因は一つだけではなく」、この「原因が一つではないが」ということについては、前回の教育総合会議の中においても１４項目があるということを統括はお話し、説明されたところですが、「他の保護者から見れば手厚すぎると思われるかもしれない」ということが書いてございます。このことなのですね、手厚すぎるかもと思われる、この保護者の声というのは教育委員会のほうに届いているのでしょうか。なければないで結構ですが、ないとすれば多分特に東久留米は今報道の中においても、またこの間、教育長が教育長会議の中でもこれらの問題についてそれぞれ報道されていますので、多分東久留米はこの問題について何らかの形で回答を求められる可能性があるのではないだろうかなと私は思うのです。そういうような事柄についてどのような情報を持っているのか。そして、これらの情報の中においては、これから東久留米に視察があるということもお伺いしていますが、多分その視察の人たちからもこのようなことが一番問題になるのだろうかと思いますが、そのようなことについてどのように対応しようとしているのか。この文章にはそこまで並木先生は書いていませんが、この文章を全部読み取っていかなければいけないだろうと思います。そういうような事柄について統括のほうから、まず、その二つについてご説明いただけますでしょうか。

○森山統括指導主事　貴重なご指摘・ご質問ありがとうございます。まず、並木先生からいただきましたご意見の中の特別支援教室、通級に関して小集団での関係づくりが行われているかというところですが、本市については、通級のほうは週１ないし週２の取り出しで行っています。したがいまして、それ以外の時間については通常の学級で過ごすこととなっていますので、通常の学級はもちろんのこと、通級指導学級の中でも、小集団の関係づくり、それから通常学級に戻っての関係づくり、こういうことは行われていると認識をしています。

続きまして、本市の不登校施策が他の保護者から見れば手厚すぎるかもしれないということについては、特段私どものところにそういったご意見が届いているということはありません。しかしながら、本市も不登校の児童・生徒は増加傾向にありますし、国も、「不登校の期間において学びが十分に保証されないことは不利益である。この部分が十分に伝わり切らずに、心の栄養を取り戻す期間であるということのみが伝わっているのではないか」ということを言っています。そういう意味で公正・公平な立場に立って、当然不登校施策の充実、居場所づくり等は進めていきますけれども、一方で、そこにのみ注力するのではなくて、通常学級ですとか特別支援の必要なお子さんにも同じように、学びの保障にも注力してまいりたいと認識しています。

○宮下教育委員　分かりました。東久留米の傾向として、特別支援教室が大変一生懸命やってくださっている。だから、特に１年生のお子さんについては、うちの子どもをまずそこに入れてくれないかというような要望がかつてありましたよね。このことについてはとても親も関心が高いのではないだろうかなと思いますので、そのような事柄についてどのようにこれからそのような意見を聞きながら対応していくか。

それからもう一つ、いろいろと視察団が来ます。そうしたら、そんなにすばらしいのだったら東久留米に転校させようではないかということもなきにしもあらずですよね。そういうことに対してどのような対応を考えているのか。当然ながらそういうようなのを皆さんの前で周知すれば、素晴らしい方策が目に見えてくるわけです。そうすれば、親の意向というのがそのように前向きになってくる人たちも多く増えてくるのではないのかなと思います。その場合どうするのだろうか。そこはお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○森山統括指導主事　不登校の生徒はもちろんのこと、通常の生徒さん、特別支援が必要な生徒さんに関する指導・制度に関しましても、本市の教育に関心を持っていただき、また本市であればしっかりと学んでいけると期待を抱いていただいたことにつきましては、積極的にご支援していきたいと思っています。

○宮下教育委員　これからいろいろな情報が錯綜するだろうと思いますし、いろいろな期待感をたくさん持たれるのだろうと思います。この件については、文科省でもいろいろな事例をどんどん出していますよね。優秀なすばらしい事例というのを出しています。そういうのを参考にしながら、すぐこの対応が求められるではないだろうかということを思って並木先生はお書きになってくださっているのだろうと私は思っています。教育長の発表の会議の中で、ディスカッションの中でもあったかもしれませんので、前向きにこれは検討する必要性があるのではないだろうかなということを感じます。よろしくお願いを申し上げます。

それから、もう１点は１１２ページ、学力向上について書かれています。学力向上に対して評価が必ず伴うわけですが、その評価がどのようになされているかどうかという辺りが書いてあるのがこの文章。というのは、観点別評価がきちんと行われているかということですよね。目標があればそれに対する評価基準を作っておかなければいけない。評価基準を基にしながら評価の観点を明確にしていかなければいけないと思います。親は「なぜうちの子はＣがついたのか、その根拠を出してほしい」ということに対する大変厳しい答えをどのように考えているだろうか。例えば、学校から返ってくるいろいろな成績物を集めている親がすごく多くなっているのではないか。それを統計的に処理した場合がすごく多いです。私も教員採用の面接官をずっとやっていましたが、この文節は２０年ぐらい前からよく出されてきた面接の内容です。「うちの子は平均点が９８だった。９８がなぜＣなのですか」、平均点が９８ってすごいことですよね。それだったら評価Ａが大体つくだろうと思いますが、そうしたらある先生が、採用試験に出てきた、そうなったときに「なぜＣですか」と言ったら、ある先生が「いや、１００点をＡにしたのですよ。その次の９９点をＢにしたのですよ。その次の９８点だからＣにしたのですよ」というふうに説明をした教師がいるとしたら、あなたはそのことについてどのような考え方を持ちますか。そんなにいい点数でありながら、なぜＣという評価しかつけられなかったか。それが多分並木先生が言っている観点別評価をきちんとやっているかどうかという、多分そのことだと思います。私も評価基準のことについて何人かで相当論議し、書物を書いている１人なのですが、観点別評価、今現在、実際に各学校の先生方、または指導室がどのようにこの事柄について指導、助言しているか、または各学校はどのような現状であるのか、指導室で把握しているものがあったら教えていただけ

ればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。
○森山統括指導主事　観点別学習評価に関しまして、各学校は客観性、信頼性、妥当性を高めるためにどのような取組を行っているかというご指摘と受け止めます。東京都からこの観点別学習評価の考え方等について資料が出ています。しかしながら、非常に詳細であるものの分厚いものになりますことから、令和６年度の時点で東久留米市版の分かりやすいパワーポイント資料を本市として作成しまして、かつ私どものほうで校長・副校長に説明した上、その資料を今度は学校の研修の中で活用できるように配布をしています。例えば、そういった評価の観点について学年内で話し合っているかとか、それから教科間で話し合っているか、学年を超えて教科間でそういった妥当性を担保しているかとか、保護者にお知らせしているかとか、授業の前に子どもに話しているか、そういったようなチェックリストもおつけして、学校に周知、お渡しをしているところです。学校ではそのような研修をしていると聞いていますが、今、宮下委員からご指摘がありましたように、決してこういうことは風化させてはならないと思っていますので、改めて学校のほうにはそういったものを提供していきたいと考えた次第です。
○宮下教育委員　各学校では教科があって、そして単元がある、そうすると単元に基づいた評価基準表をつくらないといけないのですよね。でないと適切な指導をしているかどうか、そこの現状をどういうふうに把握しているかということなのですよ。指導室はそこまで把握していなければしていないで結構です。そうしたらこれからやればいいわけですから。お願いしたいと思います。
○森山統括指導主事　ありがとうございます。１時間、１時間のものについては、年度が始まる前に教育課程という形でもちろんご提出いただいていますし、また、私ども指導室訪問の際には週案の確認をさせていただいています。この週案の中に１時間、１時間の目標が書いてありまして、その記載内容が不十分であるとか、まだまだ改善の余地があるという場合にはその指導訪問で確認した際に、校長・副校長のみならず指導主事のほうから教員に対してこういう内容をなぜ書かなければならないのかということを指導させていただいています。そのような形で、今日何が行われたのかということまでの把握は、追いかけてはいませんけれども、そういうことがきちんと行われているかということは、指導室訪問ですとか教育課程届出の際に確認をさせていただいている次第です。
○宮下教育委員　学校では各単元の評価基準表は作っているのですか、作っていないのですか。これから作ろうとするのですか、これから作れと指導室が指導を強化していくのか、どうでしょうか。
○森山統括指導主事　教育課程の年間計画が出された時点で、その年間の単元名のみならず、その単元の中にはこの時間はこの指導、そして評価はこれ、評価の観点はこれというものを全て書いたものを記載しています。
○宮下教育委員　それは各学校そのような形で教育課程の受理のときにそれをいただいているということで、それでよろしいでしょうか。
○森山統括指導主事　左様です。
○宮下教育委員　そこまできちんとやっているという形ですね。
○森山統括指導主事　はい。
○宮下教育委員　これに基づいては、学力調査官が出しています評価基準をもっときちんと分析した上で、目標に準拠した観点別評価を明確にしておいたほうが、親が質問に来た場合には必ずそれについて根拠を説明しないといけないだろう、そういう時代に来ていますので、

ぜひ、このことについては慎重に対応していただきたいと思います。ちょっと余談になりますが、先生方の勤務評定であっても、先生同士もっともめていますよね、なぜ校長がＣをつけたのだと。そのぐらいですから。もっと親にしてみれば自分の子ども――担任に評価基準を元にしてデータを出してほしいと、そのような時代ではないかなと思いますので慎重な対応が必要かなと思います。お願いを申し上げたいと思います。

○森山統括指導主事　ありがとうございます。

○宮下教育委員　以上です。

○片柳教育長　ほか、質疑よろしいでしょうか。

よろしければ、議案第２３号の討論に入りますが、いかがですか。――よろしいでしょうか。

では、私たちが作成しました点検評価について有識者からいただきましたご意見を今後踏まえて、今年度以降の教育委員会の施策でいかに具現化していくかということに事務局として最大限努力してまいりたいと考えていますので、この点検評価につきまして、この討論を終えて採決させていただきたいと思います。

では、「議案第２３号　令和７年度（令和６年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」を採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第２３号は承認することに決しました。

◎議案第２４号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長　日程第２、「議案第２４号　令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第４号）要求について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長　議案第２４号は、「令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第４号）要求について」です。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。

続いて、生涯学習課より補足の説明がございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○桜井生涯学習課長　それでは、議案第２４号について説明します。ご配付しました資料をご覧ください。

本議案は令和７年第３回市議会定例会に上程する予定の教育費に係る補正予算についてご審議をお願いするものです。本補正予算は生涯学習課が所管しています、埋蔵文化財保存事業において文化財保護法第９３条に基づく、埋蔵文化財発掘の届出が令和７年６月１３日に１件提出され、本年７月１日付で東京都教育委員会教育長名で工事・着手する前の発掘調査の実施に関する通知が発出されました。

本件は個人の方が居住用の住宅を建てるケースとなり、同様にほかに２件届出が提出されており、計３件、土地でいいますと、３筆の発掘調査を市が実施する必要があります。

該当の土地は市内の南沢にあります地頭山遺跡の一部にかかっており、３筆の土地の面積は合計で約３５０㎡となります。調査は比較的広範囲に及ぶことから委託により実施しますが、補正予算額として歳出が委託料９１４万８，０００円となります。また、歳入として国２分の１、都４分の１の補助金が見込まれることから、計７２７万５，０００円を計上して

います。本補正に関しましては、既に土地所有者より法に基づく開発の届出が提出されており、住宅に係る工事の着工を待っていただいている状況にあることから、予算措置を速やかに行い、委託契約を締結したく、第３回市議会定例会では第４号補正として議会初日に承認が得られましたら、速やかに契約締結に向けた対応を図ってまいります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○片柳教育長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。――特にありませんか。よろしいでしょうか。

では、議案第２４号の討論に入ります。いかがですか。橋本委員お願いします。

○橋本教育委員　この発掘調査については、今、多分建物を建てる際に待っていただいているので速やかに対応を進めていく必要があると思いますので、ぜひ速やかなご対応と、できる限り発掘調査も実施自体も短くなるように市としても協力して、教育委員会としても協力していく必要があるかと思いますので、よろしくお願いします。

○片柳教育長　ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

では、これより採決に入ります。「議案第２４号　令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第４号）要求について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第２４号は承認することに決しました。

◎議案第２５号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長　日程第３、「議案第２５号　令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第５号）要求について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長　議案第２５号は、「令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第５号）要求について」です。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。

続いて、教育総務課より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤教育総務課長　それでは、議案第２５号について補足説明をさせていただきます。教育総務課及び指導室に係る補正予算がありますので、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

最初に総括表があります。歳入予算が１，３１４万円、歳出予算は教育費が５０万円、関連する総務費が１，０００円です。

次に、それぞれの内訳についてご説明します。最初に歳入予算のみに関わるものです。こちらは教育総務課で実施していますＩＣＴ支援員の配置について、東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金の交付決定を受ける見込みのため、財源更正を実施するというものです。小学校分が７９８万３，０００円、中学校分が４６５万７，０００円を見込んでいます。

続きまして、歳入予算及び歳出予算に関わるものです。指導室において、「デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業」及び「生成ＡＩリテラシー教材作成に係る実践協力校事業」の指定を受けたことに伴い、事業実施に必要な備品購入の予算措置を行うもので歳入、

歳出ともに５０万円を見込んでいます。

次に、歳出予算のみに関わるものです。教育総務課において令和５年度の学校施設環境改善交付金を活用して実施した工事について、一部工事を令和６年度に繰り越しており、令和７年度に入り、令和６年度実績を基に金額が確定したところ、１，０００円を返還する必要が生じたため、これまで返還方法及び時期を国と調整した結果、ここで予算措置を行うものです。

補足説明については以上です。

○片柳教育長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

橋本委員、お願いします。

○橋本教育委員　二つあります。

１点目が、ＩＣＴ支援員については、補助金が見込まれるということですけれども、どこにどれぐらいこの支援員を配置されるのかについて、もし決定しているものがあればご共有をお願いできればと思います。

２点目が、生成ＡＩリテラシー教材についてもう少し補足説明をお願いできるとありがたいです。お願いします。

○藤教育総務課長　ＩＣＴ支援員については、今回新たに配置するというものではなく、既に実施をしていまして、各校の端末の保守であったり、操作説明であったりというところの支援を実施しているというものです。それについて、今回東京都のほうから４分の３を財政支援、補助金が決定したということで、その補助金の予算、歳入の予算を今回計上させていただいているものです。

○上松指導室長　生成ＡＩリテラシー教材作成に係る実践協力校の事業委託金についてです。こちらは都が教育活動で使用する生成ＡＩリテラシー教育に関する教材作成を進める事業に実践協力校として指定されているものです。小学館集英社プロダクションが受託して教材を作成することになっていますが、その教材を公開前に実際に使用して授業を実践したり改善点を提供したりするための取材に協力することになっているものです。本市の指定地区校については、本村小学校となっています。

○片柳教育長　よろしいでしょうか。

ほかにご質問ありますか。――よろしいでしょうか。

では、これより、議案第２５号の討論に入ります。

○植村教育委員　生成ＡＩに関しては、いろいろなところで進んできているのですが、インクルーシブ教育に関しても、生成ＡＩが寄与するところは大きいと思っています。具体的な事例として、作文を書く場合に例えると、全く書けない人は生成ＡＩを使って文章を書くが、通常の人は生成ＡＩからヒントだけもらう、また全く使わない人もいていい、といった展開をすることで、いろいろな子どもたちが同じ場で学んでいけるような状況をつくっていくことに、生成ＡＩが果たす役割は大きいという視点です。そういう意味で本村小が指定されてこれから開発されていくということに期待したいところなのですが、ただ小学館のプロジェクトに沿っての、ということになると、インクルーシブの視点がどうなっていくのか、という心配はあります。これから生成ＡＩ活用が進んでいく中で、その視点を忘れずにやっていただきたいと強く思っていて、それはここで言うのがいいのか分からないのですがお伝えしておきたいと思います。先ほど点検評価のところでも、今は変化のスピードがとても速いと申し上げたのですが、そういう中で意見を言う場というのがなかなかないので、ここで発言

させていただきました。生成ＡＩの活用についてはインクルーシブ教育の視点を忘れないでいただきたいということです。○片柳教育長　ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。――よろしいでしょうか。

では、これより採決に入ります。議案第２５号令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第５号）要求についてを採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第２５号は承認することに決しました。

日程は以上ですが、各委員から何かありますか。

○馬場教育委員　質問をしようか様子を見て待っていたのですけれども、それは何かというと、５月に立川市であった、授業中に保護者の友人が学校に乗り込んで来た件、そして６月の教員の隠し撮りをＳＮＳで公開した件、どちらも東久留米市で起こったことではないのですが、それに関して東久留米市の教育委員会や東京都、文部省から保護者に対して、子どもに対して何もリアクションがなかったことがずっと気になっていたのです。ただ、それは夏休み前にお便りとか報告が来るかなと思って夏休み前はちょっと様子を見て、あえて言わないでいたのですけれども、７月の夏休みに入るまでの連絡では一切そういうことが、子どもに対しては、もしもこういったことがあった場合ににどういうふうに逃げるのか、不審者が入ってきたときにどういう対応をするのかというのは学校内で子どもたちと先生とでは共有した情報があったというのは子どものほうからは聞いています。ただ、学校や教育委員会からは何の連絡も来ていません。

あと、もう一つのニュースであった６月の教員の隠し撮りの事例については、東久留米市で起こった事例ではなくても、それはとても皆さんが心配されていることで不安なことでしょうし、子どもの未来を育む学校教育の中で、時代の要請に応える、信頼される学校づくりについてというところにおいても並木先生もおっしゃっていますし、これらの事例に対して東久留米市としてはどういうふうに対応を考えているのかお示しするというのはとても大事なところではないかと思っています。

一方、先生たちの服務規則のスタンダードに関しての研修は夏休みに入ってすぐ行われたということを聞いて、私はとても安心しました。先生たちはきちんとそういう研修を行っているのだなというのを知って、とても安心したのです。

あと、これは本当にお願いしたいのですけれども、児童・生徒の写真を撮るときに必ず自分の携帯で撮らない。それは保護者にも約束してほしいです。各学校で、学校のカメラを使ってください。もし撮っても撮影内容を絶対に上が確認する。それは並木先生もおっしゃってくださっています。肌の露出が多い体育とかプールのときはカメラを撮らない。カメラマンさんがいて行事とかで撮る必要があっても教員は撮らない。あとすごく気をつけていただきたいのは、これは皆さん承知で、報道ですごく出ていると思うのですけれども、例えば修学旅行で６年生の先生が行くのに他の学年の先生が補佐で就くときの体制です。何でその先生が行くのという、保護者のほうでも不安な声は結構出ていたらしいのです。付き添いの先生であったり、その先生が写真を撮ったりすることがないように、それだけは保護者のほうにもお便りとかでも何でもいいので安心させてほしいというのがあったので、東久留米市としても保護者とか子どもに対して「こういうことをしてあなたたちを一生懸命守ろうとしているのですよ」という案内をしていただけたらなと思って、今日初めてそれに関して発言させていただきました。

○片柳教育長　学校の安全対策とそれからいわゆる教員の服務指導というようなことだと思いますけれども、指導室長お願いします。

○上松指導室長　ご意見やご心配のお声をありがとうございます。安全対策については、立川の事件があった後に学校にもメールを市から出して、学校の総点検と教員への研修、そして子どもたちを含めての侵入者等の訓練等の実施を指示し、どの学校も行っているということは確認できているところです。また、名札の着用ですとか挨拶をするとか、保護者等にもご協力いただいて行っているところもありますが、その辺りについては周知が足りなかったかなというところは今お話を聞いて実感しているところですので、２学期が始まるに当たり、また学校からも学校の安全対策等も含めて保護者にどう周知していくのかということを連携しながら検討してまいりたいと思っています。

　また２点目の服務に関するところについては本当にあってはならない、許されないようなことが今世の中で起こっているということは本当に残念です。市教育委員会としましても、校長会等を通して管理職から教員への指導について徹底していただくということをお願いしているところです。それを受けて、学校内での服務の研修、そして子どもたちに対しても性暴力の禁止ということは東京都でも言われていますし、その相談シート等も配られています。「何かあればすぐ教員に相談するんだよ、相談しやすい先生に相談していいんだよ」ということで、市としても取り組んでいるところですので、子どもたちにはそのような形で進めていますが、その辺りが保護者まで至っていなかったということはこちらとしましても受け止めていくところかと思いますので、ここも含めて、また２学期開始に当たり服務研修そしてこちらの対応についても教員で確認をした上、保護者にも通知または何らかの形で周知していくことを学校にもお知らせをしながら取り組んでまいりたいと思っています。

　最後に携帯等の持ち込みにおける子どもの写真を撮るということは、基本的には絶対あってはならない許されない行為だと思っています。持ち込みについても本来であれば私物ですので教室等には持ち込んではいないはずだと認識していますが、再度確認指導を徹底していきながら、学校の中でも子ども自身を守るため、そして教員等も含めて安心して過ごせるようにしっかりと進めてまいりたいと思っているところです。また、今後ともご意見等ありましたらお知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○片柳教育長　よろしいでしょうか。

○馬場委員　自分の携帯とか、学校では配られていないですよね。自分のパソコンに例えば音楽を入れて普通に授業で使っている先生はいっぱいいらっしゃいますよね。それは私は違うなと思っています。先生が好きな音楽でも教育には不適切なものもあり、親からしたらそんな曲を自分のパソコンから子どもに流さないでほしいというのは実際に今でもありますから、そこは徹底しないといけないのではないかなと思っています。保護者のほうにそういう連絡をいただくとともに保護者の皆さんにも不思議だなとか不安だなと思ったことはすぐ学校に連絡してくださいと。あと、子どもたちもそういうことを先生に言えなかったとしても、親や、兄弟や、誰にでもいいから話せるように。被害を受けている子というのは本当にいるので、いないほうがいいのですけれども、いた場合、まずは誰かに話せるということが助けになるので、とにかく伝えるようにということを子どもたちにも、そして親にも、保護者会などで、子どもたちの様子をしっかり見守ってあげるということをもう一度伝えたりしていって、子どもたちに「守られているんだよ、大丈夫だよ」という思いを何とか伝えてあげていけたらいいなと思いました。引き続きよろしくお願いします。

○片柳教育長　ほか、委員からございますか。よろしいですか。

事務局はよろしいでしょうか。

○宮下教育委員　別件なのですが、私は先生方の学校だよりをよく読ませていただいています。その中で最近ちょっと気になるのは「働き方改革」ということがよく入ってくるのです。だから、運動会の精選をした、縮小をした、それと同じような事柄が大分入ってくるのです。私は、働き方改革だから、運動会も含めていろいろな学校行事等についても皆それを縮小または削減しているのかなと、そこは考え方の原点が違うのではないだろうか、そんなことをその文章を読みながら強く感じました。地域の人、保護者の方もそのように同じような思いを持っている方がたくさん多いのではないだろうか。だからこそ、それらについてはもっと慎重に易しく学校の方針を親に周知するように何回となくディスカッションしながらやることが必要なのではないだろうか。そのようなことを最近の学校だよりを見ながら感じているところです。

市内でいろいろな問題が起こっているところもありますよね。例えば学校への電話、５時でやっているところもありますよね。いろいろな問題にこれが派生していってしまうのでないか。だから働き方改革で全部少なくしていこうという安易な考え方ではなくして、今までの教育的な価値観があったわけですから、その価値観とどの様に対応しながら、学校行事または教育課程の管理というものを進めることを今検討していますということを、親にもう少し易しく周知し、信頼が得られるようにしていかないと、いろいろな問題をその言葉一つで火をつけてしまうようなことにもなるのではないかと思いますので、気がついたら、それについてはすぐに対応していただけると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。適切に素早くやっていかないといけないのではないかと思います。よろしくお願いします。

○片柳教育長　宮下委員おっしゃるとおりでして、学校側が子どもや保護者に対して、説明をまずしっかり丁寧にするということが一番目に必要だなと私も思います。その上で、子どもも含めて保護者の理解、協力を得ながら学校経営を進めていく、こういう視点を常に持って校長先生方には学校の経営に当たっていただくように、機会を捉えて私からも話をしてまいりたいと思います。

ほか、委員の皆さんからよろしいですか。

◎閉会の宣告

○片柳教育長　では、以上をもちまして、令和７年第８回教育委員会定例会を閉会します。

（閉会　午前１１時０３分）

東久留米市教育委員会会議規則第２８条の規定により、ここに署名する。

令和８年７月２４日

教 育 長　　片　柳　博　文（自　書）

署名委員　　植　村　芳　美（自　書）